

おうちの人と一緒に、 投票所に来てみませんか？

投票所へ
行ってみたい！



投票する方が同伴するお子さん
(18歳未満の幼児・児童・生徒等)は、
投票所に入場することができます。

ある調査(*)では、「子どもの頃に保護者の投票について行った経験の有無が、投票参加意欲に影響していた」との結果が出ています。このように、「将来の有権者」である子どもが、小さい頃から選挙や投票に親しむことは主権者教育の観点からも望ましいことです。

しかし一方で、投票の手続きは厳格に定められています。

子どもが、投票用紙へ記載したり、投票箱へ投函したりすることはできません。

「投票にはルールがあること」を子どもに伝えながら、投票しましょう。

(※『新有権者等若年層の政治選挙に関する意識調査』平成28年6月公益財団法人明るい選挙推進協会)



ただし、投票所にはルールがあります。

子どもは



かかない



いれない



はしらない

ルールを
守ってね！



新宿区明るい選挙推進協議会・新宿区選挙管理委員会

新宿区議会議員選挙

投票日

4/23 (日)

午前7時～午後8時

期日前投票について

投票日当日(4月23日)に、指定された投票所に行けない方は、期日前投票をご利用ください。

場所：新宿区役所第一分庁舎、
特別出張所(10所)

期間：4月17日(月)～4月22日(土)

時間：午前8時30分～午後8時

投票日
出張すること
になった。



期日前投票も
午後8時まで
投票できるヨ!

